

福井県建築士事務所の監督処分の基準

1 趣旨

本基準は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項または第 2 項の規定に基づく監督処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、建築士事務所が行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士事務所の業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「登録取消」とは、法第 26 条第 1 項または第 2 項の規定に基づき行う登録の取消しをいう。
- (2) 「閉鎖」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づき行う閉鎖の命令をいう。
- (3) 「戒告」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4) 「文書注意」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言または勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者が、法第 26 条第 1 項または第 2 項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分または文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

4 処分等の基準

一般的基準

処分等は表 1 の基準により行うものとする。ただし、過去に処分等（文書による注意にあっては、当該注意の日から 2 年を経過しないものに限る。）を受けた建築士事務所の開設者に対しては、表 2 の基準により処分を行うものとする。

5 その他

(1) 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、または送検もしくは起訴等がなされた場合、処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

(2) 処分事由に該当する行為があった時から長時間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して 5 年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、建築士事務所として適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の

期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。

なお、上記(1)により処分等の保留をしたときは、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

6 施行期日

(1) この基準は、平成27年6月25日から施行する。

(2) この基準の施行日前にした行為に係る処分等については、なお従前の例による。

表 1

処分事由	処分等の基準
法第26条第1項の各号に該当するとき。	登録の取消し
法第26条第2項の各号に該当するとき。	
1 第1号または第3号に該当するとき。	文書による注意、戒告または閉鎖
2 第2号に該当するとき。	登録の取消し
3 第4号に該当するとき。	管理建築士に対して行われた懲戒処分に準じた処分
4 第5号に該当するとき。	所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の建築士事務所の業務における位置付け等を勘案して、文書による注意、戒告または閉鎖
5 第6号から第8号までに該当するとき。	戒告または閉鎖
6 第9号に該当するとき。 (1) 閉鎖命令に違反したとき。 (2) 法第26条の2第1項の規定による報告の求めまたは検査に応じないとき。	登録の取消し 戒告または閉鎖
7 第10号に該当するとき。	文書による注意、戒告、閉鎖または登録の取消し

備考

- 1 2以上の処分事由に該当する行為があった場合は、最も処分等の程度が重いと考えられる行為につき相当である処分等を適宜加重して処分等を行うこと。(例えば、文書による注意の場合は戒告とし、戒告の場合は閉鎖とし、閉鎖の場合は閉鎖期間の延長または登録の取消しとする等)
- 2 違反の結果が重大であるとき(違反により、建築物の倒壊、破損が生じた場合または人の死傷が生じた場合)は、適宜加重して処分を行うこと。

表 2

処分事由	処分等の基準
<p>1 表 1 の基準により文書による注意が相当であるとき。</p> <p>(1) 過去に一度処分等を受けているとき。</p> <p>(2) 過去に二度以上処分等を受けているとき。</p>	<p>戒告</p> <p>閉鎖</p>
<p>2 表 1 の基準により戒告が相当であるとき。</p> <p>(1) 過去に一度処分等を受けているとき。</p> <p>(2) 過去に二度以上処分等を受けているとき。</p>	<p>3 月以内の閉鎖</p> <p>3 月以上 1 年以内の閉鎖または登録の取消し</p>
<p>3 表 1 の基準により閉鎖が相当であるとき。</p>	<p>相当である閉鎖期間に 3 月以上の期間を加えた期間の閉鎖または登録の取消し</p>
<p>4 表 1 の基準により登録の取消しが相当であるとき。</p>	<p>登録の取消し</p>